

平成30年7月19日

平成30年7月  
豪雨関連

## 平成30年7月豪雨被害に伴う保安基準適合証 等の有効期間伸長について

平成30年7月豪雨に伴い、限定自動車検査証<sup>※1</sup>及び保安基準適合証等<sup>※2</sup>の有効期間の伸長を行うこととしましたので、お知らせします。  
伸長期間及び対象地域につきましては、次のとおりです。

広島県及び岡山県の一部地域に使用の本拠を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が平成30年7月7日から平成30年8月5日までのものは、自動車検査証の有効期間を平成30年8月6日まで再伸長する措置をとっておりますが、これら有効期間を伸長した自動車の中には、既に指定自動車整備事業者<sup>※</sup>に車検依頼していたにもかかわらず、指定自動車整備事業者が被災して車検の更新手続きが実施できていないものがあるという実態を考慮し、このたび、保安基準適合証等の有効期間を伸長することとし、本日公示したのでお知らせします。

1. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条の規定に基づき、岡山県の一部地域に使用の本拠を有する自動車のうち、限定自動車検査証の交付を受けているものの有効期間の満了する日が平成30年7月7日から平成30年7月20日までのものは、平成30年8月6日をもって満了するものとする。

（対象地域～岡山県の一部地域）

岡山県・・・岡山市東区、倉敷市、総社市、高梁市、都窪郡早島町、小田郡矢掛町

2. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条の規定に基づき、広島県及び岡山県の一部地域に事業場を置く指定自動車整備事業者（民間車検場）が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が平成30年7月7日から平成30年8月5日までのものは、平成30年8月6日をもって満了するものとする。

（対象地域～広島県及び岡山県の一部地域）

広島県・・・広島市東区、広島市南区、広島市安佐北区、広島市安芸区、呉市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町、三原市、尾道市、福山市、竹原市、東広島市

岡山県・・・岡山市東区、倉敷市、総社市、高梁市、都窪郡早島町、小田郡矢掛町

※1 限定自動車検査証とは、継続検査時等に不適合となった場合に、整備を行うことを目的とする場合に限り、自動車が行き止まりになるまで自動車検査証の代わりに交付するもの。

※2 保安基準適合証等とは、継続検査時等に現車提示を省略するために民間車検場が交付する保安基準適合証及び保安基準適合標章。

【資料配付先】 JR記者クラブ、合同庁舎記者クラブ、広島経済記者クラブ、県政記者クラブ

### 【問い合わせ先】

中国運輸局自動車技術安全部	技術課	又は	整備・保安課		
限定自動車検査証関係	土生・宮崎	TEL	082-228-9143	FAX	082-228-9148
保安基準適合証等関係	中村・梶原	TEL	082-228-9142	FAX	082-228-9148

平成30年7月19日

平成30年7月  
豪雨関連

## 平成30年7月豪雨被害に伴う保安基準適合証等の有効期間延長について

平成30年7月豪雨に伴い、保安基準適合証等<sup>※</sup>の有効期間の延長を行うこととしましたので、お知らせします。

伸長期間及び対象地域につきましては、次のとおりです。

広島県の一部地域に使用の本拠を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が平成30年7月7日から平成30年8月5日までのものは、自動車検査証の有効期間を平成30年8月6日まで伸長する措置をとっておりますが、これら有効期間を伸長した自動車の中には、既に指定自動車整備事業者<sup>※</sup>に車検依頼していたにもかかわらず、指定自動車整備事業者が被災して車検の更新手続きが実施できていないものがあるという実態を考慮し、このたび、保安基準適合証等の有効期間を伸長することとし、本日公示したのでお知らせします。

### 【措置内容】

1. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条の規定に基づき、広島県の一部地域に事業場を置く指定自動車整備事業者（民間車検場）が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が平成30年7月7日から平成30年8月5日までのものは、平成30年8月6日をもって満了するものとする。
2. 対象地域（広島県の一部地域）

広島市東区、広島市南区、広島市安佐北区、広島市安芸区、呉市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町、三原市、尾道市、福山市、竹原市、東広島市

※ 保安基準適合証等とは、継続検査時等に現車提示を省略するために民間車検場が交付する、保安基準適合証及び保安基準適合標章。

【資料配付先】 JR記者クラブ、合同庁舎記者クラブ、広島経済記者クラブ、県政記者クラブ

### 【問い合わせ先】

中国運輸局広島運輸支局 検査・整備

（担当）大谷・山本 （電話）082-233-9169

平成30年7月19日

平成30年7月  
豪雨関連

## 平成30年7月豪雨被害に伴う保安基準適合証等の 有効期間伸長について

平成30年7月豪雨に伴い、限定自動車検査証<sup>※1</sup>及び保安基準適合証等<sup>※2</sup>の有効期間の伸長を行うこととしましたので、お知らせします。  
伸長期間及び対象地域につきましては、次のとおりです。

岡山県の一部地域に使用の本拠を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が平成30年7月7日から平成30年8月5日までのものは、自動車検査証の有効期間を平成30年8月6日まで再伸長する措置をとっておりますが、これら有効期間を伸長した自動車の中には、既に指定自動車整備事業者に車検依頼していたにもかかわらず、指定自動車整備事業者が被災して車検の更新手続きが実施できていないものがあるという実態を考慮し、このたび、保安基準適合証等の有効期間を伸長することとし、本日公示したのでお知らせします。

### 【措置内容】

1. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条の規定に基づき、岡山県の一部地域に使用の本拠を有する自動車のうち、限定自動車検査証の交付を受けているものの有効期間の満了する日が平成30年7月7日から平成30年7月20日までのものは、平成30年8月6日をもって満了するものとする。  
（対象地域～岡山県の一部地域）  
岡山市東区、倉敷市、総社市、高梁市、都窪郡早島町、小田郡矢掛町
2. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条の規定に基づき、岡山県の一部地域に事業場を置く指定自動車整備事業者（民間車検場）が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が平成30年7月7日から平成30年8月5日までのものは、平成30年8月6日をもって満了するものとする。  
（対象地域～岡山県の一部地域）  
岡山市東区、倉敷市、総社市、高梁市、都窪郡早島町、小田郡矢掛町

※1 限定自動車検査証とは、継続検査時等に不適合となった場合に、整備を行うことを目的とする場合に限り、自動車が行き止まりになるまで自動車検査証の代わりに交付するもの。

※2 保安基準適合証等とは、継続検査時等に現車提示を省略するために民間車検場が交付する保安基準適合証及び保安基準適合標章。

【資料配付先】 JR記者クラブ

### 【問い合わせ先】

中国運輸局岡山運輸支局 検査・整備

（担当）西中・山本 （電話）086-286-8153

# 公 示

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律85号）第3条の規定に基づき、延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する国土交通大臣告示が公布されたため、下記のとおりとすることとしたので公示する。

## 記

広島県の一部地域<sup>\*</sup>に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が平成30年7月7日から平成30年8月5日までのものは、平成30年8月6日をもって満了するものとする。

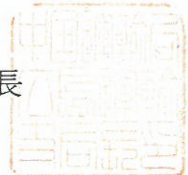
### ※一部地域

広島市東区、広島市南区、広島市安佐北区、広島市安芸区、呉市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町、三原市、尾道市、福山市、竹原市、東広島市

平成30年7月19日

中国運輸局

広島運輸支局長







# 公 示

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」(平成8年法律85号)第3条の規定に基づき、延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する国土交通大臣告示が公布されたため、下記のとおりとすることとしたので公示する。

## 記

1. 岡山県の一部地域※に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が平成30年7月7日から平成30年8月5日までのものは、平成30年8月6日をもって満了するものとする。
2. 岡山県の一部地域※に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者で、限定自動車検査証の交付を受けている場合であって、当該限定自動車検査証の有効期間の満了する日が平成30年7月7日から平成30年7月20日までのものは、平成30年8月6日をもって満了するものとする。

### ※一部地域

岡山市東区、倉敷市、総社市、高梁市、都窪郡早島町、小田郡矢掛町

平成30年7月19日

中国運輸局岡山運輸支局長 岡田 和史

